

主な改正事項－リスクと保険関係

I. 法人契約の生命保険料の経理処理に係る通達の改正

法人契約の定期保険および第三分野商品（以下「定期保険等」という）の保険料に関する経理処理は、法人税基本通達の改正により取扱いが統一されることとなった。

新通達は、2019年7月8日（解約返戻金相当額のない短期払の定期保険等は同年10月8日）以後の契約に係る保険料から適用され、同日前の契約は従前の取扱いが継続される。なお、同日以後、契約内容に変更があった場合は、変更以後の期間分は新通達が適用される。

1. 定期保険等の区分

保険期間3年以上、かつ、最高解約返戻率が50%を超える定期保険等に係る支払保険料は、下表のとおり、保険契約の最高解約返戻率に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上する。保険給付がある特約が付加されている場合の特約保険料も同様の扱いとなる。

最高解約返戻率とは、解約返戻率（各期間の解約返戻金÷その時までに支払う保険料の総額×100）が最も高くなるときの数値をいう。

最高 解約返戻率	資産計上期間	資産計上額	取崩期間
50%以下	なし（全額損金算入）		－
50%超 70%以下	保険期間の開始の日 から、当該保険期間 の100分の40相当期 間を経過する日まで	「当期分支払保険料×40%」 で計算した額	保険期間の100分の75相 当期間経過後から保険期 間の終了の日までにおい て均等に取り崩す
70%超 85%以下		「当期分支払保険料×60%」 で計算した額	
85%超	保険期間の開始の日 から、最高解約返戻 率となる期間の終了 の日まで（注3・4・5）	「当期分支払保険料×最高 解約返戻率×70%（保険期 間開始日から10年を経過す る日までは90%）」で計算 した額	解約返戻金相当額が最 も高い金額となる期間経過 後から、保険期間の終了 の日までにおいて均等に 取り崩す

(注1) 最高解約返戻率が70%以下で、被保険者1人当たりの年換算保険料（支払保険料総額÷保険期間）相当額が30万円以下の契約は全額損金に算入する。

(注2) 保険期間が終身の第三分野保険の保険期間は、保険期間の開始の日から116歳に達する日までを計算上の保険期間とする。

(注3) 資産計上期間が5年未満となる場合は、保険期間の開始から5年を経過するまでとし、保険期間が10年未満である場合には、保険期間の開始日から当該保険期間の5割に相当する期間を経過する日までとなる。

(注4) 最高解約返戻率となる期間経過後に、下記に該当するケースでは、引き続き保険料の一部を資産計上する必要がある。

$$(当年の解約返戻金 - 前年の解約返戻金) / 年換算保険料 > 70\%$$

(注5) 最高解約返戻率となる期間が複数ある場合は、その最も遅い期間をいう。

2. 定期保険等の従前の経理処理（2019年7月8日前の契約）

2019年7月8日（解約返戻金のない短期払いの定期保険または第三分野保険は同年10月8日）前に締結された保険契約は従前の取扱いが継続されるが、同日以後、契約内容に変更があった場合は、変更以後の期間分は新通達が適用される。

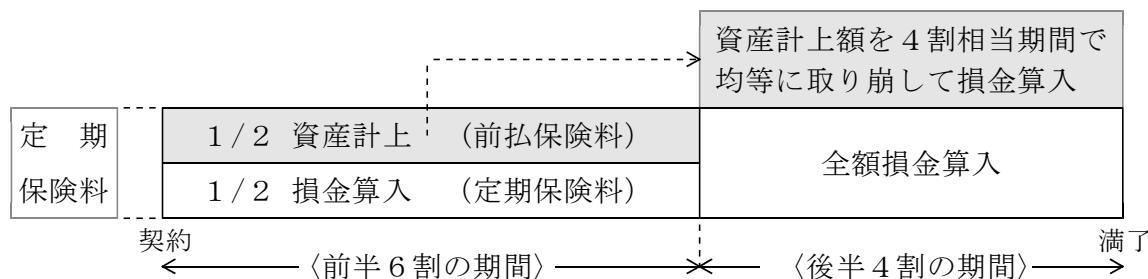
（1）長期平準定期保険の経理処理

長期平準定期保険とは、保険期間満了時における被保険者の年齢が70歳を超える契約のうち次の要件に該当する契約をいう。通常、問題文に長期平準定期保険という記述がなされるが、万一記述がない場合は、長期平準定期保険に該当するか否かを確認する必要がある。

【長期平準定期保険の判定要件】

- ① 保険期間満了時の被保険者年齢 > 70歳 かつ
- ② [契約時の被保険者年齢 + 保険期間(年数) × 2] > 105

長期平準定期保険に該当した場合の経理処理は、保険期間の当初6割相当期間（1年未満は切捨て）は、定期保険料の2分の1相当額を前払保険料として資産計上する。積み立てられた前払保険料は、保険期間の残り4割で期間の経過と共に均等に取り崩して損金に算入される。



（2）遅増定期保険の従前の経理処理

下表のとおり、契約時および保険期間満了時の被保険者の年齢、保険期間などに応じて、保険期間の当初6割相当期間（1年未満は切捨て）は、当期分保険料の2分の1または3分の2、もしくは4分の3を前払保険料として資産計上し、残額を損金に算入する。積み立てられた前払保険料は、保険期間の残り4割相当期間で期間の経過と共に均等に取り崩して、損金の額に算入される。

〔遅増定期保険の保険料の取扱い〕

	対象となる保険契約	前半6割の期間	備考
①	保険期間満了時の被保険者の年齢45歳超	1 / 2 損金算入 1 / 2 資産計上	②③を除く
②	保険期間満了時の被保険者の年齢70歳超かつ 契約年齢+保険期間×2>95	1 / 3 損金算入 2 / 3 資産計上	③を除く
③	保険期間満了時の被保険者の年齢80歳超かつ 契約年齢+保険期間×2>120	1 / 4 損金算入 3 / 4 資産計上	

II. 令和7年度税制改正

1. 基礎控除の見直し

合計所得金額2,350万円以下の基礎控除額が引き上げられた。なお、合計所得金額132万円超655万円以下の控除額（88万円・68万円・63万円）は2025年、2026年限りの時限措置であり、2027年から控除額は58万円となる。

合計所得金額	基礎控除額	
	2025年・2026年分	2027年分以降
132万円以下	95万円	
132万円超 336万円以下	88万円	58万円
336万円超 489万円以下	68万円	
489万円超 655万円以下	63万円	
655万円超 2,350万円以下	58万円	
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	な し	

2. 給与所得控除額の最低控除額の引き上げ

2025年分以後の最低控除額が65万円（改正前55万円）に引き上げられた。

給与等の収入金額（A）	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円
850万円超	一律195万円

3. 特定親族特別控除額の創設

納税者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者および青色事業専従者等を除く）で、合計所得金額が58万円以上123万円以下の者を特定親族とし、特定親族の合計所得金額に応じて納税者の総所得金額等から特定親族特別控除額が控除される。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下	63万円
85万円超 90万円以下	61万円
90万円超 95万円以下	51万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

4. 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件、下表のとおり改正された。

扶養親族等の区分	改正後の所得要件
・ 扶養親族 ・ 同一生計配偶者 ・ ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
・ 配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下
・ 勤労学生	85万円以下

III. 資産課税関係

1. 相続時精算課税の110万円基礎控除の創設（2024年1月施行）

相続時精算課税制度を選択したのち、2024年1月以後に受ける特定贈与者からの贈与については、毎年、110万円の基礎控除額が設けられることとなった。その年の特定贈与者からの受贈額が基礎控除以下の場合は申告不要となり、特定贈与者死亡時の相続財産への加算は、過去の基礎控除部分を除いた額を加算する扱いとなる。

(注) 特定贈与者が2名以上の場合には、基礎控除額を受贈額で按分して適用する。

[2024年1月以後の贈与時の贈与税額の計算式]

$$\{(特定贈与者からの受贈額 - 基礎控除額110万円) - 特別控除2,500万円\} \times 20\%$$

2. 曆年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

2027年1月以後の相続から、生前贈与の加算期間（現行3年）が段階的に7年に延長される。延長された期間（相続開始前4年～7年）に受けた贈与財産は、その価額の合計額から100万円を控除した残額を相続財産に加算する。

[相続の開始時期と生前贈与加算の範囲]

相続の開始時期	生前贈与加算の対象となる贈与財産
2026年12月31日以前	相続開始前3年以内の贈与財産
2027年1月～2030年12月まで	2024年1月1日から相続開始迄の贈与財産
2031年1月1日以後	相続開始前7年以内の贈与財産

3. 長期間経過後の遺産分割に関する新ルール（2023年4月1日施行）

2023年4月以後の相続においては、相続発生から10年を経過した時は、特別受益や寄与分を考慮した具体的な相続分によることができず、画一的な法定相続分または指定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みが創設された。なお、相続人全員が合意している場合は、10年経過後であっても特別受益や寄与分を配慮した分割も可能とされる。

すでに相続が開始している場合の遺産分割に関する特別受益や寄与分の期間制限は、「相続開始から10年を経過する時」と「2028年3月31日」のいずれか遅い時とされる。

IV. 公的年金制度

1. 2025年度の年金額

年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が+2.3%、消費者物価指数の変動率が+2.7%であった。このように、「0 < 賃金 < 物価」の場合、法の規定により新規裁定者、既裁定者とも名目手取り賃金変動率2.3%で改定される。また、年金額が増額改定となるため、2025年度のマクロ経済スライド▲0.4%が発動される。

よって、下記のとおり、2025年度の改定率を改定する率は1.019、基礎年金を改定する率は1.065となり、1956(昭和31)年4月2日以降生まれの者の老齢基礎年金額は前年度より1.9%引き上げられ、年額831,700円(月額69,308円)となった。

- ・ 2025年度の改定率を改定する率 = $1.023 \times 0.996 \approx 1.019$
- ・ 2025年度の改定率 = 前年度改定率 $1.045 \times 1.019 \approx 1.065$
- ・ 2025年度の老齢基礎年金額 = $780,900 \text{円} \times 1.065 \approx 831,700 \text{円}$ (月額69,308円)

[参考／1956(昭和31)年4月1日以前生まれの者]

- ・ 2025年度の改定率を改定する率 = $1.023 \times 0.996 \approx 1.019$
- ・ 2025年度の改定率 = 前年度改定率 $1.042 \times 1.019 \approx 1.062$
- ・ 2025年度の老齢基礎年金額 = $780,900 \text{円} \times 1.062 \approx 829,300 \text{円}$ (月額69,108円)

2. 基礎年金関係

老齢基礎年金額	831,700円
2級障害基礎年金	831,700円
1級障害基礎年金	1,039,625円
遺族(障害)基礎年金の子の加算額	第2子まで 239,300円 第3子以降 79,800円

3. 厚生年金関係

定額単価	1,734円
加給年金額	配偶者 239,300円 第2子まで 239,300円 第3子以降 79,800円
配偶者特別加算額	35,400円～176,600円
+ 加給年金額239,300円	415,900円
3級障害年金の最低保障および中高齢寡婦加算額	623,800円
障害手当金	最低保障額 1,247,600円